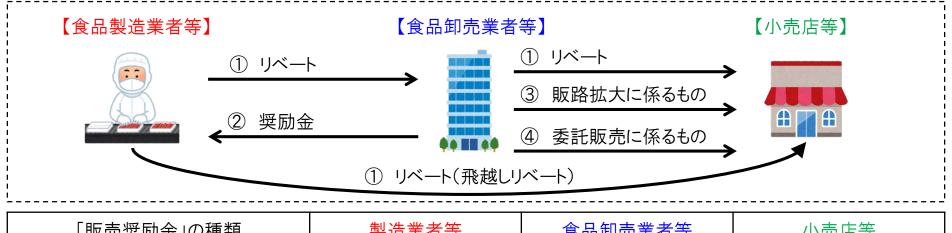
資料

財務省主税局税制第二課平成30年10月

販売奨励金(いわゆるリベート等)について

【未定稿】



「販売	「販売奨励金」の種類		製造業者等	食品卸売業者等	小売店等
① リベート ※ 販売数量等に応じて 支払われる奨励金		製造→卸売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】	
		卸売→小売		売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】	仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
		製造→小売	売上割戻し(基通14-1-2) 【8%】		仕入値引き(基通12-1-2) 【8%】
② 奨励金	※ 対価の増額として支払われるもの※ 早期生産等の対価として支払われるもの		売上加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	仕入加算 (食品価額に係る値増金) 【8%】	
			<u>役務提供の対価(売上げ)</u> 【10%】	<u>役務提供の対価(仕入れ)</u> 【10%】	
③ 販路拡大/	こ係る	もの		役務提供の対価(仕入れ)	<u>役務提供の対価(売上げ)</u>
※ 販路拡大等の対価として支払われる奨励金			【10%】	【10%】	
④ 委託販売に係るもの			<u>仕入加算</u>	<u>売上加算</u>	
として支払われる	奨励金	て委託手数料の増額		(委託手数料に係る値増金) 【10%】	(委託手数料に係る値増金) 【10%】
(注) ト記ロベート	生の理制	英関係については 「`	※ 」こ記載した性枚の4のである。	とを前提とした整理である占に留	音 1

(注)上記リベート等の課税関係については、「※」に記載した性格のものであることを前提とした整理である点に留意。

1

請求書のインボイス対応(イメージ)

- 区分記載請求書等保存方式による追加事項:①軽減対象資産の譲渡等である旨
 - ②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)による追加事項:上記①②+ ③登録番号 ④適用税率及び消費税額等
 - ※ 上記②は税抜又は税込対価の額
- インボイスの記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類 (例えば納品書と請求書など) 全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとするこ とが可能。

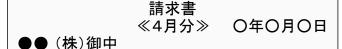
現在使用されている請求書



月	日	取引	伝票番号	売上金額 (税抜き)
4	1	売上	123	2,600
	3	売上	456	5,900
	4	売上	789	30,000
			•••	
合計	売上額		税率	消費税額等
	2	10,000円	8%	16,800円

仕入伝票(納品書) 〇年4月1日 伝票No.123 (品名) (数量) (税抜金額) 食品 2,000 日用品 600

軽減税率制度・インボイス制度対応



(株)△△ 登録番号: T123456…

請求金額合計 229 000円

HID VIV	ᅭᇅ				
月	日	取引	伝票番号		上金額 说抜き)
4	1	≐∟	売上 123		2,000
4	•	元工			600
	3	売上	456	8%	5,900
	4	売上	789	10%	30,000
合計		売_	消費税額等		
8%対象		100,0	8	,000円	
10%対象		110,0	000円	11	1,000円

税率ごとに分け て作成すること も可能

仕入伝票(納品書) 〇年4月1日 伝票No.123

(品名) (数量) (税抜金額) 食品※ 2,000

日用品

600 (注)※は軽減税率対象

支払通知書のインボイス対応(イメージ)

- 【未定稿】
- 区分記載請求書等保存方式、適格請求書等保存方式においても、仕入明細書による仕入税額控除が認められる。そ の場合、現行制度と同様に課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限られる点に留意。
- 区分記載請求書等保存方式による追加事項:①軽減対象資産の譲渡等である旨
 - ②税率ごとに区分して合計した支払対価の額
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)による追加事項
 - :上記①②+③課税仕入れの相手方の登録番号 ④適用税率及び消費税額等
- 仕入明細書の記載事項は、1つの書類のみで満たしている必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類(例えば納) 品書と支払通知書など)全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類をインボイスとすることが可能。

課税仕入れの

相手方の確認

を受けたことを

示す文言

現在使用されている支払通知書



支払金額合計 226,800円

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)
4	1	仕入	123	2,600
	3	仕入	456	5,900
	4	仕入	789	30,000
			•••	
合計	仕入額		税率	消費税額等
	2	10,000円	8%	16,800円

仕入伝票(納品書) 〇年4月1日 伝票No.123 (品名) (数量) (税抜金額) 食品 2,000 日用品 600

軽減税率制度・インボイス制度対応

	≪4月分≫	〇年〇月〇日
●● (株)御中		

支払通知書

登録番号: T123456⋯! (株)△△ ※送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229.000円

10%対象

月	日	取引	伝票番号	支払金額 (税抜き)			
4	1	1 43 100		8%	2,000		
4	ı	仕入	123	10%	600		
	3	仕入	456	8%	5,900		
	4	仕入	789	10%	30,000		
				-			
合計		売_	消費	貴税額等			
8%対象		100,0	000円	8	,000円		

110.000円

課税仕入れの相 手方(売り手)の 登録番号を記載

税率ごとに分け て作成すること 书可能

仕入伝票(納品書) ○年4月1日 伝票№.123 (品名) (数量) (税抜金額)

食品※

11.000円

2.000 日用品 600 (注)※は軽減税率対象

何をインボイスとするか①

ケース1 各納品書をインボイスとする場合

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

<u>インボイス</u> 〇

保存義務

買手: O 売手: O

株式会社 御中		納品書 ···		HO. 7. 5	No.A
品名	税抜金額			1インボイスに	つき
かんづめa1※	35		7	脱率ごと端数処	
かんづめa2※	35			7	
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	
				登録番号:T1	234…
は軽減税率対象品目	l			■株式会社	

ケース2 月次請求書をインボイスとするケース

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

<u>インボイス</u> ×

保存義務 買手:×

売手:×

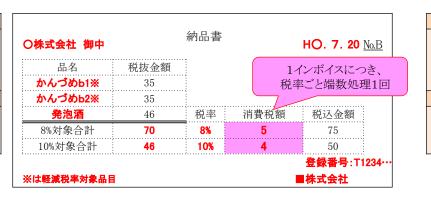
○株式会社	御中	納品書		HO. 7. 5	No.A
		品名	税抜金額		
		かんづめa1	35		
		かんづめa2	35		
		発泡酒	46		
		合計	116		
			 ;	株式会社	

インボイス

0

保存義務

買手: O 売手: O

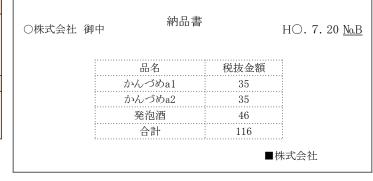


インボイス

×

保存義務

買手: × 売手: ×



インボイス

×

保存義務

買手:× 売手:×

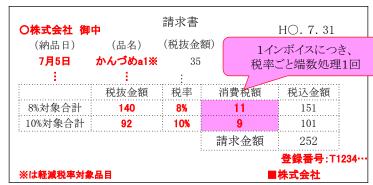
■株式会社

保存義務

0

インボイス

買手: O 売手: O



何をインボイスとするか②

ケース3 相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A:9円+納品書B:9円=18円

インボイス 〇(※)

保存義務

買手:〇 売手:〇

С)株式会社 御中		納品書			HO. 7. 5	No.A	
	品名 かんづめa1※	税抜金額 35				1インボイス 兌率ごと端数	_	
	かんづめa2※ 発泡酒 8%対象合計	35 46 70	税率	消費和 5	说額	税込金額		
i	8%对象合計 10%対象合計	70 46	10%	5 4		75 50		
*	は軽減税率対象品目	I			■棋	式会社		

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書:20円

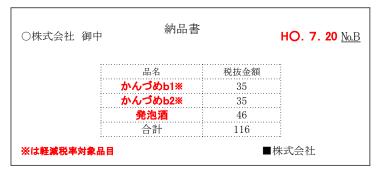
インボイス 〇(※) 保存義務 買手:〇 売手:〇 ○株式会社 御中
 品名
 税抜金額
 かんづめa1*
 35
 かんづめa2*
 35
 発泡酒
 46
 合計
 116
 ※は軽減税率対象品目

インボイス 〇(※)

保存義務 買手:〇 売手:〇

朱式会社 御中				HO. 7. 20 No.I	<u> </u>
品名	税抜金額		1-	インボイスにつき	
かんづめЫ%	35			をごと端数処理1	•
かんづめb2※	35			- CTIII 9907 CT II I	_
発泡酒	46	税率	消費税額	税込金額	
8%対象合計	70	8%	5	75	
10%対象合計	46	10%	4	50	

インボイス 〇(※) 保存義務 買手:〇 売手:〇



インボイス 〇(※)

保存義務

買手:〇 売手:〇

 ○株式会社 御中
 請求書

 今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

 請求金額 : 250 (税込金額)

 (内訳)納品書No.A、納品書No.B

 豊録番号:T1234…

 株式会社

保存義務

インボイス

買手:〇 売手:〇

請求書 〇株式会社 御中 HO. 7.31今月分の請求になります。 ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。 請求金額 252 (税込金額) 税抜金額 税率 消費税額 税込金額 8%対象合計 140 8% 11 151 10%対象合計 92 101 10% (内訳) 納品書No.A 登録番号:T1234… 1インボイスにつき、 納品書No.B 税率ごと端数処理1回 ■株式会社

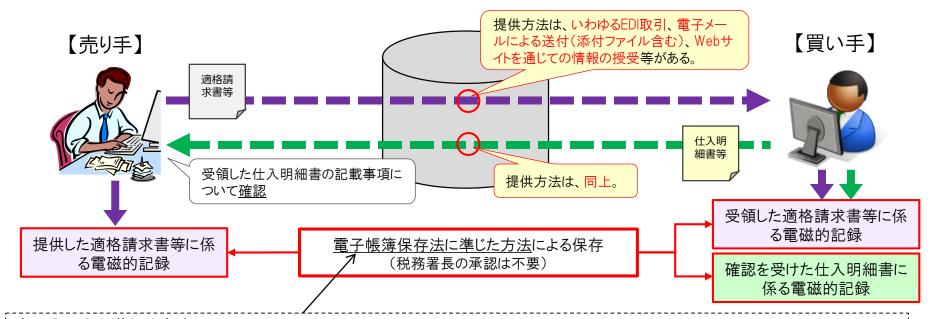
※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする

(注)各書類中、**太文字(ゴシック体)**がインボイス「記載事項」を示す。

適格請求書等の電磁的記録による提供について

【未定稿】

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、<u>電磁的記録による提供も可能</u>となっている (いわゆる電子インボイス)。この際、<u>書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能</u>となる。
- その際、提供した(提供を受けた)電磁的記録については、<u>電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要</u>となる。 (税務署長の承認は不要)
- <u>仕入明細書</u>のように仕入側が作成する書類<u>についても、電磁的記録により作成・提供し、売り手の確認を受けたも</u> のを電子帳簿保存法に準じた方法により保存することで、仕入税額控除が可能となる。



次の①~④を満たす方法

- ① 電磁が記録について次のイ又は口のいずれかの措置を行うこと イ タイムスタンプを付す(電帳規8①一)
 - □ 訂正削除防止に関する事務処理規程を定める(電帳規8①二)
- ② システム概要書等の備付け(電帳規3①三、8①)

- ③ 操作説明書の備え付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保(電帳規3①四、8①)
- ④ 検索機能の確保(電帳規3①五、8①)
- (注)整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

【消費税法上の取扱い】

	現行制度 (~H31.9.30)	軽減税率制度実施後 (H31.10.1~)	適格請求書等保存方式導入後 (H35.10.1~)
① 売り手	保存	義務なし	保存義務あり (消費税法57条の4⑤)
② 買い手	<u>保存</u>	字不要※	保存が必要 (消費税法30条⑦⑨)

[※] インボイス制度導入までは「請求書の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある」として、 帳簿に一定の記載をすることで仕入税額控除が可能(消費税法基本通達11-6-3)。

(参考) 【所得税・法人税法上の取扱い】 (現行制度)

	所得税法	法人税法
① 売り手	保存義務あり (所得税法148条等・電帳法10条)	保存義務あり (法人税法126条等・電帳法10条)
② 買い手	保存義務あり (所得税法148条等・電帳法10条)	保存義務あり (法人税法126条等・電帳法10条)

適格請求書等保存方式における 事業者の売上税額・仕入税額の計算方法

【売上げに係る消費税額】

【仕入れに係る消費税額】

計算方法	適用	計算方法
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額 (税抜)		積上げ計算 適格請求書等に記載された消費税額※の合計額 × 78/100 ※適格請求書の保存を要しない課税仕入れについては、課税仕入れの 都度、端数処理(切捨て又は四捨五入)した後の金額
× 7.8/100 (軽減税率対象の場合は6.24/100)		帳簿上での積上げ計算
	0	課税仕入れの都度、端数処理(切捨て又は四捨五入)した 後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している 場合
		帳簿に記載した消費税相当額の合計額 × 78/100
	0	割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る 支払対価の額(税込) × 7.8/110 (軽減税率対象の場合は6.24/108)
積上げ計算	0	積上げ計算
適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	0	帳簿上での積上げ計算
× 78/100	×	割戻し計算
割戻し計算と積上げ計算を併用	0	積上げ計算
	0	帳簿上での積上げ計算
	×	割戻し計算

返品があった場合の対応について

- 適格請求書等保存方式において、対価の返還等(値引き・返品・割戻し)が行われた場合には、「売り手」から 「買い手」に対して「適格返還請求書」を交付する必要がある。
 - 適格返還請求書の記載事項は以下のとおり
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 登録番号
 - ③ 対価の返還等を行う年月日
 - ④ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等を 行った年月日
- ⑤ 対価の返還等に係る課税資産の譲渡等の内容(軽減対象である場合にはその旨)
- ⑥ 対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なる ごとに区分して合計した金額
- ⑦ 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率
- 適格返還請求書の記載事項は、相互の関連が明確な複数の書類により満たすことが可能。
- <u>適格返還請求書と適格請求書の内容を一の書類で記載することも可能</u>。その場合、<u>対価の額と消費税額等について</u> は、(得意先ごとに)継続適用を条件に、相殺表示が可能。

軽減税率制度・インボイス制度対応



月	日	取引	伝票番号	売上金額(税抜き)	
4 1 売上	≐⊣	123	8%	2,000	
):L	123	10%	600	
3	返品	456	8%	1,500	
	3	这四	450	10%	300
	4	売上	789	10%	30,000
合計		売上額	消費税額等	返品額	消費税額等
8%対象		100,000円	8,000円	-3,000円	-240円
10%対象		110,000円	11,000円	-10,000円	-1,000円



返品伝票 〇年4月3日 伝票No.456 (品名) (数量)(税抜金額) 〇年3月食品※ 1 1,500 〇年2月日用品 1 300 (注)※は軽減税率対象

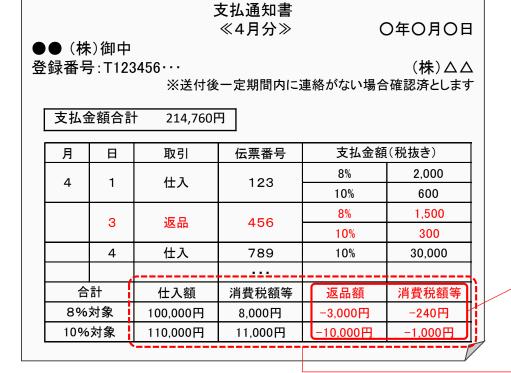
いつの売上に係る 返品かを示す必要 (月単位でも可)

継続適用を条件に、相殺表示が可能 8% 売上額 97,000円 税額 7,760円 10% 売上額 100,000円 税額10,000円

返品があった場合の請求レスによる対応について

- 適格請求書等保存方式において、請求レス対応(仕入明細書)による仕入税額控除も認められる。
- 対価の返還等が行われた場合には、「買い手」が<u>適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成</u> し、「売り手」の確認を受けることで、「売り手」の適格返還請求書の交付は不要となる予定。
- 仕入明細書による仕入税額控除を行う場合、<u>対価の返還等(適格返還請求書)とそれ以外(適格請求書)</u> <u>の内容を、一の書類で記載することも可能</u>。その場合、<u>対価の額と消費税額等については、(得意先ごと</u> に)継続適用を条件に、相殺表示が可能。

軽減税率制度・インボイス制度対応





返品伝票 〇年4月3日 伝票No.456 ___(品名) (数量)(税抜金額) 〇年3月 食品※ 1 1,500 〇年2月 日用品 1 300 (注)※は軽減税率対象

いつの売上に係る 返品かを示す必要 (月単位でも可)

本来対価の返還等がある場合、「売り手」から適格返還請求書の交付を行う必要があるが、適格返還請求書の記載事項を記載した仕入明細書を作成し、「売り手」の確認を受けることで足りるものとされる予定

継続適用を条件に、相殺表示が可能 8% 仕入額 97,000円 税額 7,760円 10% 仕入額 100,000円 税額10,000円

「値引き」を行った場合の適格簡易請求書の記載について (「値引後の対価の額」を「課税資産の譲渡等の対価の額」とする例)

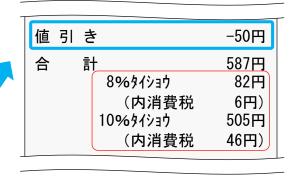
- 割引券等により軽減税率対象と標準税率対象について一括して「値引き」を行った場合、値引額を合理的に区分する必要がある。その際、「値引後の対価の額」又は「税率ごとの値引額」が領収書等で明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる。
-) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)実施後において「値引き」を行った際に、<u>「値引後の対価の額」を「課税資産の譲</u> <u>渡等の対価の額」とする場合</u>、区分記載請求書等保存方式と同様、「値引後の税抜価額又は税込価額」又は「税率ごとの値引 額」が領収書等で明らかになっていれば、合理的に区分しているものと認められる。また、「消費税額等」については、「値引 後の税抜価額又は税込価額」から計算する。

【適格簡易請求書】



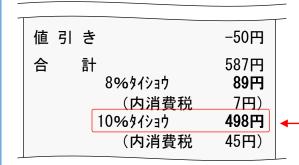
「税率ごとの値引額」については

省略可能



「値引後の対価の額」が明らかとなっていればよい(端数処理 も値引後の金額から計算した際 に行う)

(参考) 値引額の合理的な区分方法



仮に、標準税率対象からのみ値引きしたとしても、「値引後の対価の額」が明らかとなっていれば、合理的に区分しているものと認められる